

2026

9 月

No.629

か り や

か

り

や



静岡県 島田市「大井川鐵道 千頭駅」

写真提供：山中 一弘 氏

も く じ

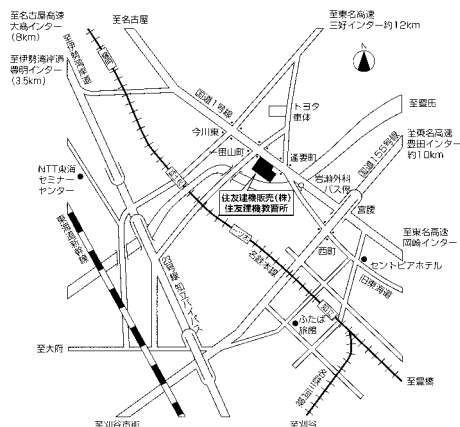
第 77 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって	1
令和 8 年度全国労働衛生週間実施要綱	2
愛知県最低賃金が 10 月から 1,195 円に改正予定	7
労務管理講習会が開催される	7
愛知労働局管内死亡災害発生状況	8
愛知県の全産業死亡災害	8
労働者死傷病報告書受付状況	9
監督署だより	9

令和 8 年 8 月 1 日から育児休業等給付の申請手続きを見直します	10
令和 8 年 10 月 1 日から派遣労働者の同一労働同一賃金が改正されます	10
パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります (令和 8 年 10 月 1 日施行)	10
衣浦東部保健所 コーナー	11
社会保険労務士が答える企業の労務管理	12
脱監督官の労務相談サロン	13
会員だより	14
お知らせ	15



安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
9月	移動式クレーン																														
	クレーン・デリック																														
	車両系建設機械																														
	解体用機械																														
	不整地運搬車																														
	小型移動式クレーン																														
	玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合																														
	高所作業車																														
	床上クレーン																														
	ガス溶接																														
10月	移動式クレーン																														
	クレーン・デリック																														
	車両系建設機械																														
	解体用機械																														
	不整地運搬車																														
	小型移動式クレーン																														
	玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合																														
	高所作業車																														
	床上クレーン																														
	ガス溶接																														



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <https://www.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・ 名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・ 知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・ 国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

第 77 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって



愛知労働局長
久知良 俊二

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施され今年で 77 回を迎えます。
本年度は、

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

をスローガンに掲げ、9 月 1 日から 30 日までを準備期間として、10 月 1 日から
7 日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力により、職場の衛生管理水準は着実に向上
していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。新型コロナウイルス感染症を除いた令和 7
年の愛知県内における休業 4 日以上業務上疾病の件数は、前年の 532 件から 16.4% 増加し 619 件となっ
ており、その内、最も割合が高いのは災害性腰痛の 356 件であり対前年比で 43 人増加、次いで熱中症
は 119 件と、対前年比で 31 件増加しています。

また、令和 7 年度の長時間労働などを原因とする脳・心臓疾患や精神障害による労災認定件数は 99
件と増加傾向が続いています。

さらに、定期健康診断の有所見率は上昇傾向にあり、令和 7 年の有所見率は 56.3% と過去最高値で、
労働者の半数を超える方が何らかの所見を抱えながら働かれている状況にあります。

このような状況の中、令和 7 年 6 月の省令改正により、熱中症による重篤化防止対策が義務化され、
令和 8 年 3 月には、熱中症の予防を目的とした「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策
定されました。また、令和 10 年 4 月より、労働者数 50 人未満の事業場においてもストレスチェックが
義務化されるほか、令和 8 年 4 月より治療と就業の両立支援の取組が努力義務化されております。さら
に、化学物質による健康障害防止対策については、化学物質規制が自律的管理を基軸としたものに転換
され、その履行確保のため令和 12 年 4 月より SDS の通知義務違反に罰則が設けられるなど、多岐にわ
たる改正が順次施行されています。

愛知労働局では、令和 5 年度より令和 9 年度までの 5 か年を計画期間とする第 14 次労働災害防止推
進計画を策定し、「総合的な健康対策」を重点事項の一つとしているところです。

具体的には、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康
確保措置と、THP やメンタルヘルズ指針等の健康保持増進措置とを相互連携した取組を推進するとと
もに、危険・有害性が確認されたすべての物質に対して、リスクアセスメントを中核とした自律的管理
の推進を図っています。

事業場の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、現在行われている労働衛生管理、
取組等を再確認していただき、多様化する労働衛生上の課題に取り組むための機会としていただいま
すようお願いいたします。

令和 8 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 77 回を迎える。

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況を見ると、高齢化の進行等の就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。加えて、過労死等の労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が過去最多になるなど、過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっている。業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動、高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している傾向にある。また、政府において、「攻めの予防医療」の推進のため、職域においても、労働者の健康の保持増進措置（安衛法第 69 条）の枠組を活用し、疾病の早期発見・早期治療の取組を進めるための検討も行われている。

さらに、令和 6 年度から全面施行されている化学物質の自律的管理の定着・推進に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができるよう、今年度は、「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、的確な労働衛生管理はもとより、女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとする。

2 スローガン

「ひとりひとりが貴重な人材

心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

3 期 間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛社

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働

団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記 8 の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等を踏まえた労働者の健康の保持増進を図るための必要な措置に関する事項

- a 労働者の健康保持増進のための体制の確立や計画の策定
- b 適切な健康教育の実施
- c がん検診、女性の健康課題の対応、口腔の健康の保持増進、眼科検診等の実施の推進等の健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

- (イ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講

- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
- d 「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」の活用
- (ウ) 労働施策総合推進法及び「治療と就業の両立支援指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
 - d 個人情報保護のための適切な情報管理
 - e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
 - f 両立支援コーディネーター基礎研修の受講
 - g 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (エ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
 - a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (オ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
 - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- (カ) 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
 - a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - b 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
 - d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施
 - e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (キ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
 - a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
 - b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
 - c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
 - d 地域産業保健センター（長時間労働者及び高ストレス者に対する医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用
- (ク) 個人事業者等の安全衛生の確保に関する事項
 - a 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進な措置の実施
 - b 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
 - (a) 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
 - (b) 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進
 - c 安全衛生経費の確保等、個人事業者等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - d その他、個人事業者等が項目10(1)～10(2)に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮
- イ 化学物質による労働災害に関する事項
 - (ア) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等

- のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
- c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
 - f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底
- (イ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の揭示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
 - b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
 - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合におけ、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
 - c 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にはく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- ウ 労働衛生 3 管理の推進等
- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実（総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む）とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の毎月 1 回以上の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」（9 月 1 日～9 月 30 日）を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事

- 業との連携
- e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発（事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく取組、がん検診、女性の健康課題の対応、口腔の健康の保持増進、眼科検診等の実施の推進 等）
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- エ 作業内容や働き方に応じた事項
 - (ア) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
 - a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
 - b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
 - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等の実施
 - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
 - e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
 - f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
 - g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
 - h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
 - (イ) テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
 - a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
 - (ウ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
 - (エ) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
 - (オ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- オ 作業環境の特性に応じた事項
 - (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
 - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大等
 - b エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務
 - c エックス線装置又はガンマ線照射装置に係る特別の教育
 - d 医療機関における眼の水晶体等の被ばく低減対策
 - (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音性難聴の防止をはじめとする騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
 - (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
 - (オ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
 - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
 - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
 - (ク) 東京電力福島第一発電所その他の施設の放射線業務における労働衛生対策の推進
 - a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成24年8月10日付け基発0810第1号）に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

職場における熱中症対策が強化されました（労働安全衛生規則が一部改正）
（令和7年4月16日公布／令和7年6月1日施行）

- 熱中症による死亡・重傷災害防止のため、熱中症のおそれがある場合に、迅速な対処が可能となるよう、事業者に対して「早期発見のための体制整備」、「重傷化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係労働者への周知」が義務付けられました。
- また、令和8年3月に、「**職場における熱中症防止のためのガイドライン**」が策定され、熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的な方法が示されました。事業者はその業種・業態に応じて、適切に選択して取り組むことが重要です。

○ 事業者が実施する事項

1. 熱中症による**リスクを把握・評価**すること
 - 熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性の特定
 - ①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服や保護具、④身体作業負荷の大きい作業
 - WBGT 値の把握
 - ※ 日本産業規格 JIS Z 8504 等に適合した WBGT 指数計で測定することが基本です。
 - 熱中症リスクの評価・検討
 - ・実測した WBGT 値の補正を行い、熱中症リスクを見積もる。
 - ・WBGT 値の低減等の熱中症予防対策を、事業場の実情を踏まえて検討する。
2. 熱中症リスクの評価結果に基づき、**適切な対策を選択し実施**すること
 - 各種管理者の選任や作業計画の策定等の労働衛生管理体制の確立
 - WBGT 値の低減や休憩場所の整備といった作業環境管理
 - 作業中の巡回や作業時間の短縮等の作業管理



ポータルサイト



ガイドラインリーフレット

- 厚生労働省の各種ページにて、詳細をお伝えしています。
- ・ 職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- ・ 職場における熱中症防止のためのガイドライン https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html

一般健康診断の検査項目が改正されました（労働安全衛生規則等が一部改正）
（令和8年4月28日公布／令和9年4月1日施行）

- 労働安全衛生法で義務付けられている一般健康診断（うち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断）について、検査項目等が改正されました。

1. 血清クレアチニン検査の追加

慢性腎臓病の検査を目的に、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断に、血清クレアチニン検査が追加されました。
※厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは40歳未満の者については省略することができます。

2. 喀痰検査の削除

定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断において義務付けられている喀痰検査が廃止されました。

3. 肝機能検査の診療名の変更

肝機能検査の診療名について、最新の国際臨床化学連合（IFCC）勧告に示される名称に変更されました。
（GOT⇒AST、GPT⇒ALT、γ-GTP⇒γ-GT 等）



- 厚生労働省のホームページにて、健康診断について各種情報をお伝えしています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei02.html

「治療と就業の両立支援指針」が定められました（労働施策総合推進法が一部改正）
（令和7年6月11日公布（令和8年2月10日指針公示）／令和8年4月1日施行）

- 高齢者の就労の増加や医療技術の進歩といった背景から、病気を治療しながら仕事をする労働者は年々増加しています。こうした状況を踏まえ、労働施策総合推進法が改正され、職場における治療と就業の両立を支援する取組が、事業者の**努力義務**となりました。
- 相談窓口や社内制度の整備、対応手順の整理等、労働者本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境の整備や、必要な就業上の調整・配慮を行っていくことが重要です。
- 愛知産業保健総合支援センターでは、個別相談や事業場訪問支援等を無料で提供しています。

- 愛知労働局のホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ryouritsui_sien.html

○ 団体経由産業保健活動推進助成金

中小企業や事業主団体等を通じて、治療と就業の両立支援を含む中小企業等の産業保健活動の支援を行う制度です。
詳細はこちら⇒ <https://www.johas.go.jp/sangyohoken/tabid/1251/Default.aspx>



石綿ばく露防止対策を徹底しましょう

（令和2年7月1日ほか公布 改正石綿障害予防規則等）

- 事業者には、解体・改修工事を行う際には石綿含有の有無について事前調査を行うことが義務付けられています。先般より改正石綿障害予防規則が順次施行されており、令和8年1月1日からは、建築物や船舶だけでなく**工作物の解体・改修工事を行う際も、事前調査は有資格者により行う**こととなりました。事前調査に必要な資格は以下のとおりです。

	対象	事前調査の資格
建築物	建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）	・特定建築物石綿含有建材調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
	一戸建ての住宅、共同住宅の住戸	一戸建て等石綿含有建材調査者
工作物	特定工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等	工作物石綿事前調査者
	特定工作物のうち、建築物と一体となっている設備	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者
	特定工作物以外の工作物	・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
鋼製の船舶	—	・船舶石綿含有資料調査を行う者で、船舶石綿含有資料調査者講習を受講し修了考査に合格した者 ・上記と同等以上の知識を有すると認められる者

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



職場のメンタルヘルス対策が強化されます（労働安全衛生法等が一部改正）
（令和7年5月14日公布／令和10年4月1日施行）

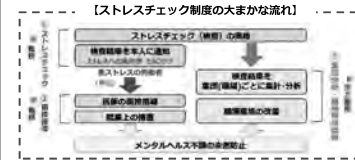


- 今まで努力義務とされていた労働者数**50人未満**の事業場についても、ストレスチェックや、高ストレス者から申出があった場合の医師による面接指導が**義務付け**られます。（令和10年4月1日施行）
- また、ストレスチェック結果の集団分析（努力義務）に関しては、労働者のプライバシー保護等の観点から、**個人を特定できない方法**で実施する必要があります。（令和9年4月1日施行）
- 労働者数 50人未満の事業場におけるストレスチェックの円滑な実施のため、厚生労働省では「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」を作成しました。ご活用ください。

■ 以下機関にて、相談対応や面接指導等のサービスを無料で提供しています。

◇ **産業保健総合支援センター**
利用対象者：事業場の産業保健関係者（産業医、保健師、看護師、衛生管理者等）や事業者

◇ **地域産業保健センター**
利用対象者：労働者数 50人未満の小規模事業場の事業者や労働者



- 厚生労働省のホームページにて、詳細をお伝えしています。
- ・ ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>
- ・ ポータルサイト「こころの耳」 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>



ホームページ



こころの耳

産業医の辞任時等の報告が義務付けられました（労働安全衛生規則が一部改正）
（令和8年4月28日公布／令和8年8月1日施行）

- 労働者数 50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。
- 今般、労働安全衛生規則が改正され、産業医の辞任時だけでなく**辞任、解任又は退任**があった場合にも、所轄労働基準監督署長へ、当該産業医の氏名及び辞任等の年月日等を遅滞なく報告することが新たに**義務付け**られました。
- 厚生労働省のホームページにて、産業医制度について詳細をお伝えしています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei02.html



職場における腰痛予防対策に取り組みましょう

- 災害性腰痛は、令和7年に愛知労働局管内で発生した業務上疾病の約6割を占めています。腰痛の発生要因には、動作要因、環境要因、個人的要因、心理・社会的要因があり、事業者は、これら多角的な要因を的確に把握し、各事業場の作業実態に即した対策を講じる必要があります。
- 「**職場における腰痛予防対策指針**」に基づき、労働衛生管理体制を整備した上で、3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）及び労働衛生教育に総合的かつ継続的に取り組みましょう。
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00344.html



エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務が追加されました（電離放射線障害防止規則等が一部改正 令和7年10月29日から順次施行）

- 電離放射線障害防止規則等が改正され、工業用の特定エックス線装置について自動警報装置および安全装置の設置が義務化等されるほか、特別教育の実施対象となる業務が拡大されています。改正点は以下のとおりです。

1. **工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務の拡大、安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置の操作装置義務化等（令和9年10月1日施行）**
 - ・ 工業用等の特定エックス線装置（主に放射線管理 10kV 以上の装置）すべてについて、自動警報装置の設置が義務化されます。
 - ・ 工業用等の特定エックス線装置について、安全装置の設置が義務化されます。
 - ・ 医療用のエックス線装置について、医療法施行規則や獣医療法施行規則と同様の被ばく低減措置が、電離則においても義務づけられます。
2. **エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務の見直し**
 - ・ エックス線作業主任者およびガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務について自動警報装置の異常時の措置、作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮が追加されました（令和8年4月1日施行）。
 - ・ 加えて、エックス線作業主任者の職務には、安全装置の有効保持のための点検と異常時の措置、安全装置を無効化する際の代替措置の確認も追加されます（令和9年10月1日施行）。
3. **特別教育の実施対象となる業務の拡大（令和8年4月1日施行）**
 - ・ 特別教育の実施対象となる業務が、エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務全体に拡大されました。

- 厚生労働省のホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzenisei29/0000186714_00002.html
https://jsite.mhlw.go.jp/aichiroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chemical_management.html

新たな化学物質管理について（労働安全衛生法等が一部改正）
（令和4年5月31日ほか公布／令和4年5月31日から順次施行）

- 労働安全衛生規則等の改正が行われ、化学物質管理の仕組みが、特化則、有機則等に基づく個別具体的な規制から、自律的な管理を基軸とする規制へ大きく転換されることとなりました。自律的な管理を行うためには、その基礎となるリスクアセスメントを適切に行うことが不可欠です。
- また、化学物質による健康障害防止対策の更なる推進のため、令和7年5月に労働安全衛生法が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。
- ① **化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保（R12.4.1施行）**
通知義務違反に対する罰則が新設されるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。
- ② **営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知（R8.4.1施行）**
SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合は、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学品名等での通知が認められることとなりました。なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、損すべき急の措置等については非開示とできません。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行わなければなりません。
- ③ **個人ばく露測定の精度担保（R8.10.1施行）**
個人ばく露測定の測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者（必要な講習を受講した作業環境測定士など）が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。
- 厚生労働省ホームページにて、化学物質対策について詳細をお伝えしています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei03.html
https://jsite.mhlw.go.jp/aichiroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chemical_management.html



愛知県最低賃金が 10 月から 1,195 円に改正予定

労働基準部賃金課

令和 8 年 8 月 5 日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県最低賃金時間額 1,140 円を 55 円引上げ、時間額 1,195 円（令和 8 年 10 月 1 日効力発生予定）へと改正決定する旨の答申を受けました。



写真左側 中山会長、写真右側 久知良局長

労務管理講習会が開催される



相部署長



内藤部会長

去る 8 月 18 日(火)にあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて「労務管理講習会」を当協会主催、刈谷労働基準監督署後援のもとで開催しました。

講習会には、主に刈谷管内にある企業の労務管理に関わる担当者や責任者など 109 名が参加しました。

冒頭に、当協会労務・教育部会の内藤部会長と、刈谷労働基準監督署の相部署長が挨拶を行いました。相部署長からは過労死等の現状と対策として、長時間労働抑制やメンタルヘルス対策に加え、10 月 1 日からのカスタマーハラスメントおよび就活生へのセクハラ防止対策の義務化への対応が求められている旨、また最低賃金の改定に関し、愛知県の最低賃金は現在の 1,140 円から 55 円引き上げられ、10 月 1 日より 1,195 円に改定される見込みであり、今後の改定を見据えた心づもりと各種助成金を積極的に活用する重要性について説明がありました。



加藤杏実氏

講習会ではまず、監督署の蒔田第一方面主任監督官から令和 7 年度に実施した監督指導の結果に基づき分析した法違反等の傾向について説明があり、特に「時間外労働の適正な管理」「賃金の支払い」「ストレスチェックの実施」「中小事業主等にかかる安全基準の改正」「熱中症対策」について事例を交えた分かり易い説明がありました。

続いて愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課の加藤杏実氏から同一労働同一賃金の取り組みに関するパートタイム・有期雇用に関する法改正の概要について、説明がありました。

次に、愛知働き方改革推進支援センターの西方センター長からは、人手不足に悩む会社の離職を防ぐための課題の中から、特に「人が活きる職場づくり」について、多くの事例を通じたさまざまな取り組みの紹介がありました。働き方改革支援ソリューションを手がけるサイボウズ(株)自身における働き方改革の事例として、個性の違いを前提に、「100 人 100 通りのマッチング」を行い一人一人が望む働き方を実現する具体的な方法が示されました。



蒔田第一方面
主任監督官



西方センター長

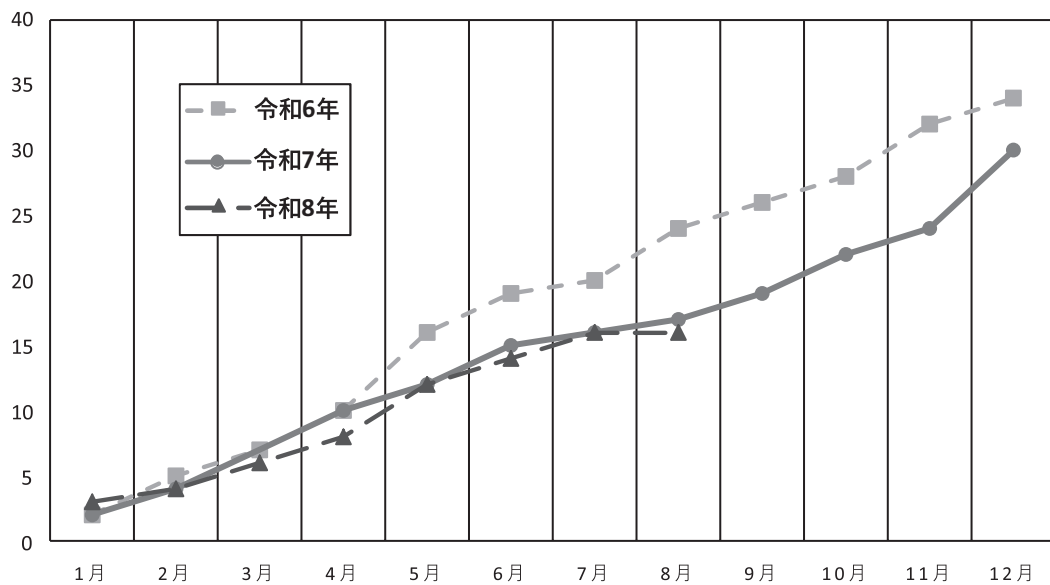
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和8年8月5日現在の速報値）

愛知労働局

業 種	年 別	令和8年速報値	令和7年同時期（速報値）	令和7年確定値
製 造 業	造 業	4	5	8
	食 料 品 製 造 業	0	0	0
	化 学 工 業	0	1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	4	2	2
	金 属 製 品	0	0	1
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	0	1	1
建 設 業	そ の 他	0	1	3
	土 木 工 事 業	5	1	8（1）
	建 築 工 事 業	3	1	3（1）
	そ の 他	1	0	2
陸 上 貨 物 運 送 事 業		2（1）	4（3）	4（3）
商 業	業	0	1（1）	5（3）
	卸 売 業	0	0	2（1）
	小 売 業	0	1（1）	2（2）
	そ の 他	0	0	1
清 掃 ・ と 畜 業		1	1	3
上 記 以 外 の 事 業		4（1）	2（1）	2（1）
合 計		16（2）	14（5）	30（8）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

（令和8年8月5日現在）

愛知労働局

発 生 月 発 生 時 間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R8.7.29. 14:25	土木工事業	9名以下		50代	1年	激突され	整地・運搬・ 積込み用機械	整地用の大型建設機械による均しを行っており、運転手が大型建設機械を後進させたところ、後方にいた被災者を軋轢した。

令和 8 年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和 8 年 7 月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	18		96		99		-3		建 設 業 計	4		22		21		+1	
食 料 品	3		17		22		-5		土 木					3		-3	
織 維			1		1				建 築	3		17		10		+7	
木材・木製品									そ の 他	1		5		8		-3	
製紙・印刷			2		1		+1		交通・運輸業	6		43	(1)	31	(1)	+12	
化 学	1		7		9		-2		陸上貨物業			2				+2	
窯業・土石			4		9		-5		港湾荷役業			1		1			
鉄鋼・非鉄	2		9		3		+6		商 業	14		45		30		+15	
金 属 製 品	1		12		15		-3		接客・娯楽業	4		17		18		-1	
一 般 機 械	3		11		7		+4		清 掃 業	1		8		5		+3	
電 気 機 械	1		4		2		+2										
輸送用機械	6		26		28		-2		そ の 他	9		47		56		-9	
その他製造	1		3		2		+1		合 計	56		281	(1)	261	(1)	+20	

※本統計は令和 8 年 7 月末日までの労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

監督署だより

「非常災害等の理由による時間外労働・休日労働」について

刈谷労働基準監督署

日頃は労働行政へのご協力を賜り感謝申し上げます。

今回は、労働基準法第 33 条第 1 項に規定されている「非常災害等の理由による時間外労働・休日労働」についてご紹介いたします。

労働基準法では、法定労働時間を超えて労働させる場合や休日に労働させる場合には、原則として労使で 36 協定を締結し、所轄労働基準監督署長へ届け出る必要があります。また、36 協定による時間外労働には上限規制が設けられています。

一方で、企業活動の中で、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応や、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための措置、事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安業務やシステム障害の復旧対応を迫られることがあります。労働基準法第 33 条第 1 項は、このような「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」を想定し設けられた規定です。

「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」に限り、使用者は所轄労働基準監督署長の許可を受けて、必要の限度において法定労働時間を超える労働や休日労働を命じることができるとされています。また、事態が急迫し、あらかじめ許可を受ける暇がない場合は、事後に遅滞なく所轄労働基準監督署長へ届け出ることとされています。

ここでいう「災害その他避けることのできない事由」とは、災害をはじめ、事業の運営上通常予想し得ない突発的な、あるいは想定範囲を超えた大規模又は重篤な事象で、通常必要と認められるような予防措置を講じていても避けられないような事由を指すと解されています。

一方で、単なる業務の繁忙や受注の増加、人員不足への対応などは「災害その他避けることのできない事由」に該当しません。これらは通常の事業運営の範囲で予見し得る事情であり、許可対象とはなりませんので注意が必要です。

近年は、大規模な地震活動の発生に加え、異常気象による豪雨や台風被害が頻発しています。また、企業の基幹システムへのサイバー攻撃による大規模障害も頻発しています。こうした緊急事態に備え、企業におかれましては、災害発生時の対応体制や指揮命令システムをあらかじめ整備しておくことが重要です。繰り返しになりますが、「非常災害等の理由による時間外労働・休日労働」はあくまでも非常時を想定したものであり、平常時の労働時間管理や 36 協定の範囲を補完するものではありません。

企業の事業継続と労働者の安全・健康の確保を両立するためにも、本制度の趣旨や適用要件を正しく理解した上で、緊急時に適切に運用していただきますようお願いいたします。

雇用保険被保険者・人事労務担当者・社会保険労務士の皆さまへ
令和8年8月1日から

育児休業等給付の申請手続きを見直します

育児休業等給付の申請手続きを行いやすくするため、令和8年8月1日から、事務取扱いを見直します。

1. 出生時育児休業給付金の申請時に申告する賃金について

出生時育児休業中の賃金の申告について、申請の早期化を図るため見直します

- 従来** 「出生時育児休業期間を対象として支払われた賃金」を申請時に申告
見直し後 「出生時育児休業期間中に支払日のある賃金[※]」を申請時に申告

※ 令和8年8月1日以降に開始する出生時育児休業から対象になります。
※ 出生時育児休業期間（育児休業期間を含む。）を対象とした賃金が対象になります。
また、出生時育児休業を分割して取得する場合は、その間の就労期間に支払日のある賃金を含みます。

2. 出生後休業支援給付金の配偶者の確認書類について

母親が申請する場合の配偶者の確認書類について、父親と同様に、「母子健康手帳の写し（出生証明のページ、配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る）」を提出できるようになります

※ 母子健康手帳の写しでは確認できない場合は、世帯全員について記載された住民票等の確認書類の提出をお願いする場合があります。



3. 育児時短就業給付の支給要件の確認について

- 同一の子について育児休業給付を受給している場合は、改めて母子健康手帳の写し等の提出は不要です
- 育児休業給付に係る育児休業終了後、同一の子について初回育児時短就業を開始した場合であって、育児休業を開始した後、育児時短就業を開始するまでの間に賃金の支払いがないことを賃金証明書及び添付書類で確認できれば、賃金証明書の9欄、9欄及び11欄（育児休業開始前の賃金支払状況）の記載を省略することができます

- 次の労働時間制度の適用を受ける被保険者について、週所定労働時間の計算方法を一部見直します

フレックススタイル制	清算期間における給付労働時間の算出基礎となった1日の労働時間 × 週所定勤務日数
変形労働時間制	対象期間における1週間の平均労働時間
シフト制	次の労働時間を該当期間の週数（暦日数×7日）で除して計算します。 （短縮前）育児時短就業を開始した日以前の3か月間における実際の労働時間 （短縮後）支給対象月に支払われた賃金の算定対象期間における実際の労働時間 ※賃金が月末締め、翌月支払いの場合は支給対象月における実際の労働時間

※ フレックススタイル制・変形労働時間制の場合は、週所定労働時間の確認書類で上記の内容が確認できる場合に限り適用します。

- 育児時短就業期間等に係る証明書（様式図）の改訂を行い、育児時短就業開始日及び週所定労働時間の確認書類として提出することができるようになります

<様式のダウンロード先>

育児休業等給付

検索

- ※ 各種お知らせ・様式
- ※ 育児時短就業給付金関係



- 時短前後の週所定労働時間の確認書類について、賃金台帳等と同様に、照合省略対象事業主等については関係書類との照合を省略できるようになります

- ◎ 給付金の内容や手続きに関するお問合せ先

育児休業等給付コールセンター 0570-200-406
（対応時間：平日8:30～17:15 ※土日祝日を除く）



都道府県労働局・ハローワーク

LL080708保01

令和8年10月1日から派遣労働者の 同一労働同一賃金が改正されます

派遣元事業主・派遣先・派遣労働者の皆様へ
労働者派遣に関するルールの変更について
のお知らせです。

派遣労働者の更なる待遇改善を実現するため、令和8年10月1日から労働者派遣に関するルールが改正されます。

今回の大きな改正のポイントは以下の3点です。

- 1 雇入れ時・派遣時の明示事項に「待遇の相違の内容及び理由等について説明を求めることができる旨」の追加
- 2 「同一労働同一賃金ガイドライン」の更なる明確化
- 3 公正な評価による待遇の改善

改正内容の詳細や最新の情報については、厚生労働省ホームページ「派遣労働者の同一労働同一賃金について」をご覧ください。

問合せ先：愛知労働局 需給調整事業部

需給調整事業第二課（052-685-2555）



労働者・事業主の皆さまへ

パートタイム・有期雇用労働者に関する ルールが変わります （令和8年10月1日施行）

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、
「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されます。

- ① 雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます！ 【パート・有期法施行規則】
- ② 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！ 【告示】
- ③ 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！ 【告示（雇用管理指針）】

1 雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます！ 【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります（違反した者は10万円以下の過料に処されます）。

- ☐昇給の有無
- ☐退職手当の有無
- ☐賞与の有無
- ☐相談窓口
- ☐待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨

現行の
明示事項

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf>



2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！ 【告示】

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇（基本給や各種手当、福利厚生など）について不合理な差を設けることを禁止しています（いわゆる「同一労働同一賃金」）。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

今般、ガイドラインに新たに追加された内容は、裏面のとおりです。

改正後の
ガイドラインについて
詳しくはこちら



<新たに追加された内容>

- ・賞与（記載の充実）
- ・家族手当（新規追加）
- ・病気休職（記載の充実）
- ・退職手当（新規追加）
- ・住宅手当（新規追加）
- ・夏季冬季休暇（新規追加）
- ・無事故手当（新規追加）
- ・福利厚生施設（記載の充実）
- ・褒賞（新規追加）



PICK UP!

自社の状況が
ガイドライン等の
内容に沿ったもの
になっているか確認
してみましょう。

<賞与・退職手当>

- 賞与・退職手当の目的には、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な目的が含まれます。
- これらの目的が妥当するにもかかわらず、パートタイム・有期雇用労働者にに対し、正社員との間の職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められる可能性があります。

<住宅手当>

- 住宅手当が「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの」である場合、正社員と同一の転居を伴う配置の変更があるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の住宅手当を支給しなければなりません。

<夏季冬季休暇>

- パートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の夏季冬季休暇を付与しなければなりません。

3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！ 【告示（雇用管理指針）】

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。説明に当たっては、次の点に留意しましょう。



- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。
- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」による場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましいです。
- 資料を交付することが困難な場合であっても、事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするよう努めましょう。



その他の改正内容や上記の内容の詳細については同一労働同一賃金特集ページへ



就業規則の整備等の労務管理に
関係するお問い合わせは
働き方改革推進支援センターへ



同一労働同一賃金に関するお問い合わせは
愛知労働局雇用環境・均等部指導課へ 番052-857-0312
受付時間：8:30-17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

今月は安城市からのお知らせです



健康メニューを活用して
職場に「健康づくりの輪」を広めてみませんか？

健康メニュー

健康関連資材貸出

機器を使った測定、結果説明、健康相談などを保健師、管理栄養士、歯科衛生士が行います。

ある企業では、継続的に行うことで、前回との比較をしたり、社内ランキングをつけて健康づくりに取り組んでいました!!

無料です!!



詳細はこちら

前回と比べて
変化があったぞ!



あんじょう健康マイレージ事業

健康診断、体重測定など健康づくりを実践してポイントを貯める事業です。紙シートもしくはアプリでポイントを貯めると、「あいち健康づくり応援カードまいか」がもらえたり、豪華賞品があたる抽選に参加することができます。

アプリでの参加が
オススメ!!

対 象 安城市在住・在勤・在学の方

期 間 令和8年6月1日から令和9年2月25日まで
【期間内はいつでもスタートできます】

詳細はこちら



まちかど講座

9月10日～16日は
自殺予防週間です

お知らせ!!

「ゲートキーパー」をご存知ですか？

ゲートキーパーとは、身近な人の違和感に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

まちかど講座では、ゲートキーパーに関する内容をお伝えしています。その他、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が出向いて健康についてのお話もします。社員の方の健康管理にお役立てください。



お申込・お問合わせ先

〒446-0045 安城市横山町下毛賀知106番地1

安城市保健センター

TEL : 0566-76-1133 FAX : 0566-77-1103

窓口・電話の受付時間 平日 午前9時～午後4時

安城市に住所を置く
企業を対象として
います

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

近藤慎次郎



衛生管理者が活躍して いますか？

すべての業種において労働者数が常時50名以上の事業場では、国家資格を有する人の中から「衛生管理者」を選任し、職場の労働衛生・健康管理にかかる各種業務を行わせることが求められています。200人を超えれば2人以上、500人を超えれば3人以上など事業場規模により選任数も増えていきます。常時労働者数には社員、パート・アルバイトのほか、派遣受入労働者を忘れずに含めカウントしなければなりません。また、疾病や事故などで衛生管理者の職務が行えないときの代理者の選任も求められています。

労働安全衛生法（安衛法）や労働安全衛生規則では、衛生管理者に「労働衛生の方針表明」、「健康障害防止」、「労働衛生教育」、「健康診断の実施と健康保持増進」、「労働災害の調査と再発防止」、「化学物質等有害性に係るリスクアセスメントとリスク低減措置」の業務を管理させることを義務付け、さらに設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えることを求めています。

【衛生管理者の業務】

- 衛生管理者の業務には、例えば次のものがあります。
- 安全衛生委員会（毎月1回以上開催）の会社側委員として委員会に出席し、法定の各審議事項に対し意見を述べる
- 少なくとも毎週1回作業場等巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じる
- 照度や温湿度、化学物質などの作業環境を測定し、作業環境改善を行う
- 適切な防毒・防じんマスクなど保護具を選定・管理・点検し、必要な救急用具を準備する
- 労働衛生教育や健康相談を実施する
- 負傷や疾病の統計を作成する
- 健康診断を企画・実施し、その結果を有所見労働者の適正な作業への配置や作業環境改善に活かす



「過重労働による健康障害防止」、「メンタルヘルス」、「事務所・工場など作業場所の温湿度・照度・騒音などの環境改善」、「感染症対策」、「受動喫煙対策」、「産業医との連携」、「腰痛予防」、「転倒防止のための身体機能の維持向上」、「有機溶剤・特定化学物質・粉じん等を含む多くの化学物質等の自律的管理」などたくさんあります。

皆さんの事業場では、在籍する労働者の中から衛生管理者を法定人数選任し、労働基準監督署に選任報告していますか。そして、選任された衛生管理者が、安衛法が求めている衛生管理者の役割を適切に果たしていますか。安衛法には罰則規定があり、悪質な場合、刑事処罰の対象となります。

私の経験では、「営業部署の社員を数合わせのために選任」、「衛生管理者の業務が健康診断やメンタルヘルス中心で、製造現場の化学物質等の健康障害防止

を安全管理者任せ」、「衛生管理者が育児休業中に代理者を未選任」などの事例がありました。

改めて、安全衛生管理体制の点検と整備をお願いします。

（明るい職場応援事務所所長、社会保険労務士・労働衛生コンサルタント、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤香澄

フォークリフト運転技能講習
外国語コース

対応言語：英語、中国語（簡体字）、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、韓国語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、ポルトガル語、ネパール語、スペイン語、カンボジア語



第 18 話 ～臨検監督～

相談者 小売業 店長 

 「私は小売業の店長です。先日、弊社の店舗に、突然、労働基準監督官が来ました。労働時間等の労働条件を確認したいとのことでした。あいにくその日は不在にしていたので、私以外に労働条件等の話のわかる者がいなかったため、1週間後に日を改めて、労働基準監督官が調査に来ることになりました。労働基準監督官は、事前に連絡もなく、突然調査に来ることもあるのですか？」

 「労働基準監督官による事業場への臨検監督は、原則として予告することなく実施しています。ILO 第 81 号条約を日本も批准しており、その第 12 条で、『労働（基準）監督官は、監督を受ける事業場に、昼夜いつでも、自由に且つ予告なしに立ち入ること。』と規定され、国際基準になっています。」

 「労働基準監督署は、どのように臨検監督の調査対象事業場を選定しているのですか？」

 「例えば、定期監督といって、年間の行政運営方針、監督計画に基づいて、対象事業場を選定します。その他には、労働者等からの情報提供や労働災害が発生したこと等から事業場を選定します。」

 「税務署でも事前に連絡があるのに、労働基準監督官は予告なしに来たので非常識だと思っていました。同業者の事業場には、事前に連絡があったと聞きましたが、今回、弊社に予告なく調査に来たのは、労働者等から何らかの情報提供があったからでしょうか？」

 「労働者等からの情報提供の有無等で、事前に連絡をするか否かの区別をしていることはありません。主に、調査をする内容等により、証拠の隠滅や改ざんを防ぐ必要があると判断した場合には、原則どおりに予告なしに調査をしています。職場のありのままの実態を正確に把握するためです。事前に予告すると、一時的に違反状態を隠したり、書類を整えたりできてしまうためです。」

 「原則どおりに予告なしに調査に来るのは、具体的にどのようなケースが多いですか？」

 「事業場の安全基準（労働安全衛生法）の確認、勤務日報を改ざんしている等の情報があったとき等は、原則どおり予告なしに調査します。やましいことがなければ、何も恐れることはありません。」

 「労働基準監督官は、具体的に調査項目として、何を見るのですか？」

 「例えば、定期監督では労務管理主体の調査と安全衛生主体の調査があり、主に過重労働、健康障害、労働災害を防止することを目的に、労働基準法、労働安全衛生法等の遵守状況を確認します。労働時間等の労働条件の確認ということですので、労務管理主体の調査と考えられ、具体的な調査項目としては、労働時間の把握方法・管理状況、時間外・休日労働の実績、36 協定等の届出書類、割増賃金の計算方法等、年 5 日の年休の取得、労働条件の明示、最低賃金、健康診断の実施・事後措置、衛生管理体制等になります。和歌山労働局のホームページ『和歌山労働基準監督署からのお知らせに、労働基準法等チェックリスト』が掲載されています。調査項目になりますので、ご確認ください。」

 「臨検監督の調査時間はどのくらいかかりますか？調査の結果、法違反があった場合には、どのような措置があるのですか？法違反があれば、罰金を支払うことになるのですか？」

 「調査内容にもよりますが、2時間程度が平均的です。調査の結果、労働基準法等の法違反があれば、是正勧告書等が交付されます。期日までに是正報告を提出すれば、行政指導は終了します。罰金は、労働基準監督署が検察庁に送検し、検察庁が起訴し裁判所で刑が確定した場合です。是正期日までに報告しない場合や同様の違反を繰り返す等、悪質な場合には送検することもあります。」

（労働衛生コンサルタント・社会保険労務士 中西浩信）

会員だより

高浜支部

【企業概要】

社 名：カクゴ株式会社（旧社名：神谷建設株式会社）
創 業：昭和 33 年（1958 年）4 月
設 立：昭和 45 年（1970 年）1 月
資 本 金：3,000 万円
代 表 者：代表取締役 神谷 義昌
従 業 員 数：37 名（グループ全体 120 名）
本社所在地：愛知県高浜市芳川町一丁目 3 番地 11
企 業 理 念：お客様から認められ強く必要とされ続ける企業の実現



社屋外観

【事業紹介】

建物をつくる会社から、企業の未来をつくる会社へ。

2020 年に社名変更し、神谷建設からカクゴとなり、建設不動産・施設保全・経営改善・人財採用支援を通じて、お客様の存続発展に貢献する支援を行っています。

■建設・不動産事業

不動産売買・開発・新築・増築・改修だけでなく、事業計画や将来の運用まで見据えた施設づくりをご提案します。

■施設保全事業

点検・診断・修繕・改修を通じて、建物や設備を長く、安全に使い続けられる環境作りと自社内で点検・修繕ができる習慣作りのお手伝いをしています。工場稼働中の修繕・改修工事を得意としています。

■経営改善支援

工場改善や業務改善、事業計画の策定など、独自の設計 DX[®] の 5 ステップを用いた仕組み化を軸として企業の持続的な成長をサポートします。

■人財採用支援

理念に共感する人財との出会いを大切にし、西三河に根差した人財をご紹介します。採用だけでなく、企業が永く成長する組織づくりを支援します。



事務所内

【沿革】

1958 年 先代神谷義孝が「神谷組」として創業
1970 年 神谷建設株式会社設立し公共土木工事業に事業転換
1998 年 公共土木工事業から民間事業へ転換開始
2003 年 不動産事業開始
2004 年 建設・不動産コンサルティングを開始
2008 年 公共土木工事業が 0 となり 100% 民間事業へ転換完了
2020 年 カクゴ株式会社へ社名変更し不動産建設だけではなく企業へ転換開始
2023 年 人財採用サービスとして「愛知・西三河求人ナビ」を開始
2026 年 利益の 4 割を不動産建設以外のサービスで達成



事務所内

【概要】

永続企業を増やし、未来をつくる。

カクゴは、建設不動産・施設保全・経営改善・人財支援を通じて、地域企業の永続を支えてきました。そして現在は、新たに製造事業を立ち上げ、自らも「ものづくり企業」として挑戦を始めています。（グループ会社：カクゴ R&D ラボ株式会社）

支援する立場だけではなく、実践する立場として現場の課題に向き合い、その経験をお客様への提案へと還元していく。私たちは、お客様とともに学び、ともに成長し続けるパートナーを目指しています。



ラウンジ（食堂）

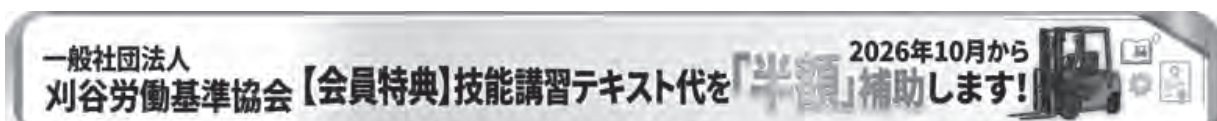
お知らせ

労働災害防止講習会のご案内

1. 日 時 2026 年 10 月 20 日(火) 13:30～15:10 (予定)
2. 会 場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール
(刈谷市恩田町 1-157-1 電話: 0566-45-5981)
3. 次 第
 - 1) 挨 拶 (一社) 刈谷労働基準協会 安全部会 木本部長
刈谷労働基準監督署 相部署長
 - 2) 説 明 「リスクアセスメントの推進について」
刈谷労働基準監督署 澤田衛生専門官
 - 3) 事例発表 「労働安全対策、安全活動について」(仮題)
トヨタ車体株式会社 担当者

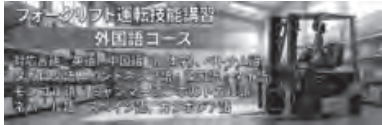
4. 会 費 無料

※参加をご希望される方は、9 月 25 日 (金) までに
右記よりお申し込みください。
ホームページからお申し込みできます。



2026 年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講 習 名		日 程	会 場	会 費	
				会 員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト 自動車運転免許証【有】	(学) 10 月 2 日 (実) 10 月 3・4・10 日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	31,625 円	32,450 円
		(学) 11 月 4 日 (実) 11 月 7・8・14 日			
	35H フォークリフト 自動車運転免許証【無】	(学) 10 月 1・2 日 (実) 10 月 3・4・10 日	 フォークリフト運転技能講習 外国語コース	37,125 円	37,950 円
		(学) 11 月 2・4 日 (実) 11 月 7・8・14 日			
	32H フォークリフト ◆ 外国語 ◆ 自動車運転免許証【有】	(学) 10 月 1・2 日 (実) 10 月 3・4・10 日	フォークリフト外国語 コースのご案内はこちら 	53,130 円	54,230 円
		(学) 11 月 2・4 日 (実) 11 月 7・8・14 日			
	36.5H フォークリフト ◆ 外国語 ◆ 自動車運転免許証【無】	(学) 10 月 1・2 日 (実) 10 月 3・4・10 日	フォークリフト外国語 コースのご案内はこちら 	60,060 円	61,160 円
		(学) 11 月 2・4 日 (実) 11 月 7・8・14 日			
	プレス機械作業主任者	11 月 5・6 日	愛知県技術開発交流センター	12,375 円	13,200 円
	有機溶剤作業主任者	10 月 5・6 日	愛知県技術開発交流センター	12,650 円	13,750 円
		10 月 26・27 日			
	特化物・四アルキル鉛等 作 業 主 任 者	11 月 5・6 日			
	酸素欠乏・硫化水素 危 険 作 業 主 任 者	10 月 15・16 日	愛知県技術開発交流センター	12,650 円	13,750 円
		11 月 12・13 日			
	石綿作業主任者	11 月 24・25・26 日	愛知県技術開発交流センター	16,555 円	17,710 円
		11 月 24・25・27 日			
	石綿作業主任者	10 月 7・8 日	愛知県技術開発交流センター	12,100 円	13,750 円
		11 月 9・10 日			

講 習 名		日 程	会 場	会 費	
				会 員	非会員
特 別 教 育	自 由 研 削 砥 石	11 月 10 日	愛知県技術開発交流センター	10,450 円	13,750 円
	機 械 研 削 砥 石	11 月 2・3 or 9 日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750 円	17,050 円
	粉 じ ん	11 月 16 日	愛知県技術開発交流センター	8,360 円	11,660 円
	低 圧 電 気 (実 技 7 H 含 む)	10 月 13・14 日	刈谷商工会議所	20,570 円	23,870 円
		10 月 20・21 日			
		11 月 17・18 日			
	フルハーネス型 墜落制止用器具	11 月 19 日	愛知県技術開発交流センター	9,570 円	12,870 円
そ の 他	産 業 用 ロ ボ ッ ト	10 月 7・8・9 or 10 日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980 円	38,280 円
	電気自動車等の整備	10 月 27 日	愛知県技術開発交流センター	10,175 円	12,375 円
	一 般 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者	11 月 17・18 日	愛知県技術開発交流センター	44,000 円	49,775 円
	工作物石綿事前調査者	10 月 21・22 日	愛知県技術開発交流センター	44,000 円	49,280 円
	化 学 物 質 管 理 者 (取 扱 事 業 所)	10 月 23 日 (学科のみ)	愛知県技術開発交流センター	14,520 円	17,820 円
		10 月 23 日 (学科・実技)		17,820 円	21,120 円
	安 全 管 理 者 選 任 時	10 月 15・16 日	愛知県技術開発交流センター	18,260 円	21,560 円
	安全衛生推進者養成	10 月 1・2 日	愛知県技術開発交流センター	16,115 円	16,830 円
	職 長 教 育 (製 造 業)	10 月 28・29 日	愛知県技術開発交流センター	14,300 円	17,600 円
		11 月 12・13 日			
	職 長 ・ 安 全 衛 生 責 任 者	11 月 12・13 日	愛知県技術開発交流センター	18,370 円	21,670 円
	職 長 能 力 向 上	10 月 30 日	愛知県技術開発交流センター	8,690 円	11,990 円
	保 護 具 管 理 責 任 者	10 月 9 日	愛知県技術開発交流センター	17,050 円	20,350 円
	衛 生 管 理 者 受 験 準 備 勉 強 会	10 月 28・29 日	愛知県技術開発交流センター	18,810 円	22,110 円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。 <https://www.kariya-rouki.or.jp>

刈谷労働基準協会主催講習会（労務・労働問題関連）

（県下各協会合同開催）

種別	講 習 会 名	QR コード	9 月	10 月	11 月	会費(単位:円)		会 場
						会 員	非会員	
総合講座 労働法令	1. 労働実務基礎講習（半日）		8	13	18	無 料		名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修（1 日）			7		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座（4 日）		30	14 28	11	全日 36,700	全日 44,500	
	4. 社会保険労務士試験受験対策総合講座（13 日間）		詳細は QR コードからご覧ください					
セミナー 労働	1. 労働重要問題対応セミナー		10			13,000	16,000	ウインクあいち
	2. 人材確保活用総合対策セミナー・ 人材紹介・派遣・受入機関展			5		無 料		名古屋能楽堂
安全衛生	1. 振動工具取扱作業安全衛生教育			22		8,300	9,900	東別院会館
	2. 高齢者安全衛生対策無料セミナー			29		無 料		ウインクあいち
社員教育	1. 管理能力向上研修		18			6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. ハラスメント防止研修				4			
	3. ハラスメント相談担当者研修		14					
	4. メンタルヘルスマネジメント研修				25			
	5. アンガーマネジメント研修			23				

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練 (KYT) 1日研修会	11月20日	愛知県技術開発交流センター	19,800円	22,000円

愛知労働基準協会主催講習会

(県下各協会合同開催)

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技能講習	はい作業主任者	10月29・30日		ポ ー ラ ビ ル		13,280円
	乾燥設備作業主任者	10月15・16日		岡 崎 市 館 竜 美 丘 会		13,450円
	高所作業車運転	10月9日	10月 14 or 15 or 16日	ポリテクセンター 名古屋港	ポリテクセンター 名古屋港	42,420円
	ガ ス 溶 接	10月24日	10月25日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ安全衛生 教育センター	13,780円
		10月24日	10月27日	ポ ー ラ ビ ル	愛 知 製 鋼 技 術 学 園	
その他	局所排気装置自主検査者	10月5・6日	10月7日	S D G	S D G	会員 58,720円 非会員 63,220円
	エ ッ ク ス 線	10月19・20・ 21・22日		ポ ー ラ ビ ル		会員 28,657円 非会員 32,157円
	潜 水 士	10月15・16日		日本特殊陶業 市 民 会 館		会員 18,020円 非会員 20,220円

産業保健ラウンドテーブル Vol.3

詳細はこちら

日 時	2026年9月29日(火) 13:30~15:30
会 場	ウイングあいち 5階 小ホール1 (名古屋市中村区名駅4丁目4-38)
参 加 費	無料(参加申込みが必要です。)
内 容	・意見・情報交換 ・フリータイム(産保センター、中部労災病院、労働局職員への相談も可能)
主 催	愛知労働基準協会、愛知健康安全交流会
共 催	あいち安全経営本舗

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://site.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/sangyohoken_roundtable.html

詳細はこちら

日 時	2026年11月19日(木) 13:30~15:30
会 場	ウイングあいち 5階 小ホール2 (名古屋市中村区名駅4丁目4-38) ※別途、YouTube による WEB 配信もあります。
参 加 費	無料(会場参加・WEB 参加どちらとも申込みが必要です。)
内 容 (予 定)	・特別講演 ①職場の健康課題を解決するための情報活用 ～見えないリスクを見える化するために～ ②ストレスチェックの結果、その後どうしていますか？ ～職場改善につなげるために考えたこと～ ・パネルディスカッション
共 催	愛知労働局、愛知県、名古屋市、労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、愛知労働基準協会、愛知健康安全交流会

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://site.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/sangyohoken_forum2026_00001.html

詳細はこちら

日 時	2027年1月27日(水) 13:30~16:00
会 場	日本特殊陶業市民会館 フォレストホール (名古屋市中区金山一丁目5番1号)
参 加 費	無料
内 容	経営者が考える「安全」と「経営」 企業価値向上の礎である現場の実態把握に迫る ・事例研究、経営者による異業種対談
主 催・共 催	主催：愛知労働局 共催：(公社)愛知労働基準協会、建設業労働災害防止協会愛知県支部

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://site.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_suishintaikai2025.html

産業保健等に関するご相談が無料で受けられます。

働く人の「こころ」と「からだ」の健康増進について相談できる窓口があります

さんぽセンター

相談聞くサポート

健康増進のさんぽセンターを探す

健康増進のさんぽセンター

ウェブサイトで見るさんぽセンター

安 全 緑 十 字

年
 月

			1	2	3		
			4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
			28	29	30		
			31				

無 災 害 ☐ 緑

不 休 災 害 ☐ 黄

休 業 災 害 ☐ 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エージェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当
清水 寛樹



Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

企業の労働 110 番！

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず 052-961-7110 までお電話を

労働問題なら

- 何でも 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- 何時でも 月～金 8:30～17:30（祝日等は除く）
- 何度でも労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。
未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- 企業の立場で秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策を
アドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- 社会保険労務士等専門家が他 行政 OB・産業カウンセラー
等企業の支援活動を行う労働の専門家です



ミドリ安全の防災セット



- ☐ 初動対応 ☐ 保管場所
- ☐ 避難生活対応

【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セットで
災害発生後、【3日間】を生き抜く準備をサポートします

M ミドリ安全株式会社
刈谷支店 / 愛知県刈谷市牛久保 1-59 〒472-0003
電話 / 0566-82-1161 FAX / 0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト
suv.midori-sh.jp



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）

一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町 1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定 期 刊 行 誌》

● 単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211) 2073

印編 一 発
刷集 般 行
所人 社 団 法 人

刈谷市高松町一丁目二九
刈谷労働基準協会 〒四八八-〇八五三
(電話) 〇五六一二二一六三三七
刈谷市幸町二丁目二
定価一五〇円(税込)